

在留確認調査の実施について

外務省は、毎年、海外にお住いの在留邦人数を調査しております。

調査の対象となった方に、9月1日及び22日、以下の内容のメールが配信されますので、あらかじめお知らせします。

件 名：【外務省からのお知らせ】在留状況を確認しています。

配 信 日： 日本時間 9月1日及び22日

対 象 者： 1) 在留届の渡航目的が「長期滞在」で、在留届に登録されている全員又は一部の滞在期間が超過している方
2) 滞在期間が未登録の方

メールを受信された方は、メール記載の方法にて、滞在期間の延長、帰国・転出の手続きをお願いします。

また、外務省の在留邦人数調査にともない、現在、在ヒューストン日本国総領事館では管内にお住まいの方の在留確認調査を行っております。当館に在留届をご提出いただいている皆様にお電話及びメールにてご連絡し、在留状況の確認を行うことがありますので、突然のご連絡となりご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご了承及び調査へのご協力をお願いいたします。なお、当館からのご連絡は下4桁「4100」の電話番号からとなります。

【在留確認調査とは】

既に日本へ帰国（又は他国へ転出）している可能性があると思われ、「帰国・転出届」が提出されていない方への在留確認、在留届が重複して提出されていると思われる方への在留届の内容確認等をメール又は電話にて行い、在留届の実態化を図るための調査です。

【在留届について】

在留届について詳しくは、外務省「在留届電子届出システム」ホームページ又は当館ホームページをご覧ください。

外務省「在留届電子届出システム」ホームページ（在留届のご提出がまだお済みでない方は、以下のリンクからご提出をお願いいたします。）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>